

第7回ジフェニルアルシン酸に係る健康影響等についての臨床検討会

日時： 1月30日（金） 14:00～16:00

場所： 環境省第1会議室（中央合同庁舎第5号館・22階）

議 事 次 第

- 1 申請手続について
- 2 健康診査について
- 3 研究班等からの報告について
- 4 その他

第7回ジフェニルアルシン酸に係る  
健康影響についての臨床検討会

資 料

神栖町における飲用井戸のヒ素汚染に係る対応について

平成16年 1月28日  
保 健 予 防 課

1 医療手帳申請状況 (平成16年 1月28日現在)

| 区 分  | 4.5mg/lの<br>総ヒ素が検<br>出された井<br>戸水の飲用<br>者 (A) | 左記以外で<br>井戸水から<br>ジフェニルアルソ<br>ン酸が検出され<br>た者 (B) | 総ヒ素0.01<br>超過で左記<br>以外の者<br>(C) | 総ヒ素基準<br>値以下の者<br>(不検出を含む)<br>(D) | 井戸水検査<br>未実施の者<br>(E) | 合 計<br>A+B+C<br>+D+E |
|------|--|---|---------------------------------|-----------------------------------|-----------------------|----------------------|
| 6 月  | 30   | 0   | 11                              | 0                                 | 5                     | 46                   |
| 7 月  | 0  | 53  | 100                             | 0                                 | 8                     | 161                  |
| 8 月  | 3  | 0   | 21                              | 0                                 | 31                    | 55                   |
| 9 月  | 0  | 3   | 1                               | 0                                 | 5                     | 9                    |
| 10 月 | 0  | 0   | 9                               | 0                                 | 4                     | 13                   |
| 11 月 | 0  | 3   | 0                               | 0                                 | 0                     | 3                    |
| 12 月 | 0  | 1   | 0                               | 0                                 | 0                     | 1                    |
| 1 月  | 0  | 15  | 1                               | 0                                 | 0                     | 16                   |
| 合 計  | 33人  | 75人   | 143人                            | 0人                                | 53人                   | 304人                 |

2. 医療手帳交付申請審査状況 H16. 1. 28現在 (単位:人)

| 区 分                        |             | A地区 | B地区 | その他 | 計   |
|----------------------------|-------------|-----|-----|-----|-----|
| 医療手帳申請者                    |             | 125 | 80  | 99  | 304 |
| 申<br>請<br>処<br>理<br>状<br>況 | 医療手帳交付者     | 43  | 49  | —   | 92  |
|                            | 検査中の者(井・井水) | 26  | 14  | 1   | 41  |
|                            | 交付対象外となった者  | 56  | 17  | 98  | 171 |

## 健康診査の実施医療機関連絡会議について

緊急措置事業に基づく健康診査について、統一的な検査方法等、必要な事項に関して調整を行う。

- 日時・場所 : 2月4日(水) 19時開始目途  
(八重洲倶楽部<東京駅地下2階>)
- 健康診査対象者 : 健康管理調査対象者及び健康管理調査対象者を除く医療手帳交付者
- 関係機関
  - ・ 実施医療機関 : 筑波大学附属病院、県立こども病院  
県立こども福祉医療センター、鹿島労災病院  
総合病院国保旭中央病院
  - ・ 国 : 環境省環境保健部企画課特殊疾病対策室
  - ・ 県 : 保健福祉部保健予防課、潮来保健所
- 内 容
  - (1) 神栖町ヒ素汚染の経過及び緊急措置事業の概要について
  - (2) 健康診査の内容及び検査方法について
  - (3) 健康診査の結果報告について

## 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について

〔平成15年12月16日〕  
閣議決定

国内における毒ガス弾等の問題については、「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」（平成15年6月6日閣議了解）に基づき、関係省庁が協力して、昭和48年に行われた「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査（以下「フォローアップ調査」という。）を実施してきたところであるが、今般、フォローアップ調査の結果が取りまとめられ、11月28日の閣議に報告されたことを受け、以下のとおり、政府全体が一体となって、関係地方公共団体や国民の協力を得て、毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策を実施することとする。

## 第1 今後講ずべき施策

毒ガス弾等による被害の未然防止のための施策については、フォローアップ調査の報告書において示された事案の分類を踏まえ、地方公共団体の協力を得て、関係省庁が次の事務分担により措置を講ずる。

## 1. 各類型に応じた対策

## (1) 陸域の事案

## A 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性が高く、かつ、地域も特定されている事案

健康影響の未然防止の観点から、環境省（国有地又は直轄事業実施地については、当該国有地管理省庁又は当該事業実施省庁。以下「国有地等担当省庁」という。）は、過去における土地の改変状況等を把握するための調査、地下水、土壌及び大気等の環境調査、土地を改変する際における被害予防のための指針の策定及びその周知徹底を行う。

また、毒ガス弾等（汚染された土壌等を含む。）を発見した場合には、環境省（国有地又は直轄事業実施地にあつては国有地等担当省庁）が、防衛庁と協力して、警察庁及び消防庁と連携しつつ、掘削、運搬、保管、処理等を行う。

## B 毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は高いものの、地域が特定されていない事案

毒ガス弾等が存在する可能性がある地域を特定するため、環境省は、関係省庁と連携して、現地周辺の積極的な情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行う。

- C 地域は特定されているものの、毒ガス弾等の存在に関する情報の確実性は不十分である事案

情報に関する事実関係を確認するため、環境省は、関係省庁と連携して、現地周辺の情報収集を行うとともに、必要に応じて、地下水等の環境調査を行う。

- D 上記以外の事案

下記2の情報センターが地方公共団体の協力を得て、継続的に情報提供を受け付け、分析するとともに、集約した情報や一般的な留意事項の周知等を実施する。

## (2) 水域の事案

- 漁業や船舶航行の安全確保等の観点から、漁業の操業、浚渫等の工事、船舶航行に際しての注意事項の周知徹底等の対策が講じられてきたところであり、引き続き、これらの取組を事案に応じて農林水産省、国土交通省等が行う。

また、毒ガス弾等が発見された場合には、発見の場所、状況等の態様に応じ、内閣官房が総合調整を行い、関係省庁間で連携して対応する。

- 毒ガス弾等の水域における影響については、農林水産省、国土交通省、環境省等の関係省庁が、防衛庁等の協力を得つつ調査検討を行う。

## 2. 全般的な施策

- 毒ガス弾等に係る情報を継続的に受け付け、集約した情報を分析するとともに、適切な周知、広報を実施する機能を果たす統一的な情報センターを、環境省が設置する。

- また、環境省は、パンフレットやホームページ等を通じて、毒ガス弾等が発見した場合の対応方法や留意事項など毒ガス弾等に関する一般的な留意事項の周知徹底を行う。

## 3. その他

- すでに取り組まれている茨城県神栖町、神奈川県寒川町、同平塚市及び福岡県苅田町の事案については、引き続き着実に対応することとする。

- 施策の円滑かつ迅速な実施を図るため、毒ガス弾等に関する知見の集積、研究の推進、施策の実施に必要な体制の充実等に努めるものとする。

## 第2 取組の体制

- 内閣官房に関係省庁により構成される連絡会議を設け、フォローアップ調査の報告書を踏まえつつ、関係省庁間の緊密な連携により施策の円滑な実施を図る。

# 国内における毒ガス弾等に関する説明会

日時：平成16年1月14日（水）

14：00～16：00

場所：東京国際フォーラム D5(D棟・5F)

## 次 第

1. 開会の挨拶
2. 配布資料確認
3. 説明及び質疑応答
  - (1) 昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果及び今後の対応方針等について
  - (2) 今後の環境調査等について
4. その他
5. 閉会の挨拶

## 配 布 資 料

- |      |   |
|------|---|
| 資料1  | 昭和48年の「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査結果について（概要版）           |
| 資料2  | 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について（平成15年度12月16日閣議決定）        |
| 資料3  | 国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議の設置について（平成15年度12月17日関係省庁申合せ） |
| 資料4  | 国内における毒ガス弾等に関する予算について                               |
| 資料5  | 毒ガス情報センターの設置について（平成15年度12月17日）                      |
| 資料6  | 今後の環境調査等について  |
| 参考資料 | 国内における毒ガス弾等に関する担当一覧                                 |

国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議幹事会  
(第1回)

平成16年1月28日(水)

16:30~

内閣府本府529会議室

【議題】

1. 取組の状況について
2. その他

【資料】

- 資料1 国内における毒ガス弾等に関する関係省庁連絡会議幹事
- 資料2 取組の状況
- 資料3 国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について  
(平成15年12月16日閣議決定)に基づく取組の状況

# 環境省における旧軍毒ガス問題への対応状況について

| 全般  | 茨城県神栖町  |  | 神奈川県寒川町・平塚市<br>千葉県習志野   | 全国調査  |
|---|---|--|---|---|
|   | 健康影響に係る緊急措置   | 汚染源調査  |   |   |
| <p>6月6日<br/>「茨城県神栖町における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策について」閣議了解。</p> <p>資料一七</p> <p>最近の状況<br/>12月16日<br/>「国内における毒ガス弾等に関する今後の対応方針について」閣議決定。</p> <p>1月14日<br/>都道府県・政令市を対象とした「国内における毒ガス弾等に関する説明会」開催。</p> | <p>・15年3月<br/>飲用井戸(A井戸)から環境基準の450倍のヒ素検出、旧軍の毒ガス由来の可能性が高い有機ヒ素と判明。住民に健康影響。西方のB井戸からも有機ヒ素が検出。</p> <p>・6月6日<br/>健康被害に係る緊急措置事業要綱を取りまとめ。</p> <p>・6月30日<br/>申請の受付開始。</p> | <p>・5月末～12月中旬<br/>＜A地区＞<br/>これまで4段階にわたって、物理探査、ボーリング調査等を実施。汚染源の特定にまでは至っていないものの、A井戸周辺で極めて高濃度の有機ヒ素を検出。</p> <p>＜B地区＞<br/>11月から広範な井戸水調査等を実施し、地下水汚染の拡大がないこと等を確認。</p> | <p>＜寒川・平塚＞</p> <p>・14年9月<br/>寒川町のさがみ縦貫道路建設現場で作業員が旧軍毒ガスに被災。</p> <p>・15年4月<br/>平塚市の地方合同庁舎建設現場土壌から毒ガス成分が検出。</p> <p>・8月～12月<br/>予備的な地歴等調査を開始するとともに、今後の調査計画を策定。</p> <p>※ いずれも工事現場敷地内は国土交通省が、周辺地域は環境省が対応。</p> <p>＜習志野＞<br/>全国調査結果に基づき、A事案に分類。</p> | <p>・6月中旬<br/>米国調査(国立公文書館等に職員派遣)。</p> <p>・6月末～7月中旬<br/>各省庁及び都道府県等へ依頼。</p> <p>・8月末<br/>情報提供締切。500件余りの情報が提供。</p> <p>・9月～11月<br/>各省及び都道府県等への追加調査。事案の整理。</p> |
|   | <p>【最近の状況】</p> <p>1月27日現在</p> <p>・緊急措置事業の申請者 303名</p> <p>・医療手帳交付対象者 92名</p>   | <p>【最近の状況】</p> <p>＜A地区＞<br/>高濃度検出地点を中心に更なる絞り込みのためのボーリング調査を12月に開始、2月に掘削技術に係るワーキンググループを設けて検討予定。</p> <p>＜B地区＞<br/>汚染井戸を中心にボーリング調査を開始。</p>                         | <p>【最近の状況】</p> <p>＜寒川・平塚＞<br/>1月から地下水、大気、物理探査等の調査を実施中。</p> <p>＜習志野＞<br/>1月から地歴を中心とした情報収集に着手。</p>  | <p>【最近の状況】</p> <p>11月28日に調査結果を公表。既に判明しているもの以外に切迫した事案はなかったが、138に整理した事案を陸域4分類と水域の事案に分類。</p>   |